

納税環境の整備について
(更正の請求に係る重加算税制度の見直し)

令和5年12月14日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

1. 現行制度の概要

(1) 更正の請求

納税申告をした者は、①納税申告に係る税額等（課税標準又は納付すべき税額をいう。以下同じ。）の計算が関税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は②納税申告に係る税額等の計算に誤りがあったことにより、当該納税申告により納付すべき税額が過大である場合には、当該納税申告に係る貨物の輸入の許可があるまで又は輸入の許可の日（特例申告に係る貨物については、特例申告書の提出期限）から5年以内に限り、税関長に対し、その納税申告に係る税額等につき更正（減額更正）をすべき旨の請求（以下「更正の請求」という。）を行うことができることとされている（関税法第7条の15第1項）。

また、税関長は、更正の請求があった場合には、その請求に係る税額等について調査し、更正をし、又は更正をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知することとされている（同条第2項）。

(2) 過少申告加算税・無申告加算税・重加算税

当初の納税申告があった場合において、修正申告又は更正がされたときは、納税義務者に対し、原則として、当該修正申告又は更正に基づき納付すべき税額に10%の割合（修正申告が、その申告に係る関税についての調査があったことにより当該関税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、5%の割合）を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課することとされている（同法第12条の2第1項）。

また、期限後特例申告書の提出（特例輸入者等が特例申告の期限後に行う特例申告書の提出をいう。以下同じ。）等がされた場合には、納税義務者に対し、原則として、当該申告等に基づき納付すべき税額に15%の割合（期限後特例申告書の提出等が、その申告に係る関税についての調査があったことにより当該関税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、10%の割合）を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課することとされている（同法第12条の3第1項）。

なお、過少申告加算税又は無申告加算税が課される場合において、納税義務者がその関税の課税標準等（輸入申告書に記載すべき事項等）又は納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告又は期限後特例申告書の提出等をしていたときは、当該納税義務者に対し、過少申告加算税又は無申

告加算税に代え、原則として、過少申告加算税又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に 35%（過少申告）又は 40%（無申告）の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課することとされている（同法第 12 条の 4 第 1 項及び第 2 項）。

2. 改正の必要性

内国税においては、仮装・隠蔽したところに基づき納税申告等を行った場合には重加算税を賦課することとされている一方で、仮装・隠蔽したところに基づき更正の請求を行った場合には重加算税を賦課することができないとされている。「納税申告」（税額を確定させるための手続）か「更正の請求」（税額を減額させるための手続）かという税務当局に対する手続の性質の違いのみにより、仮装・隠蔽行為が行われた場合のペナルティの水準が異なることは、納税義務違反の発生の防止という重加算税の趣旨に照らして適切ではなく、「更正の請求」に係る仮装・隠蔽行為を未然に抑止する必要があるとして、仮装・隠蔽したところに基づき「更正の請求」を行った場合も重加算税の賦課の対象に加えることとしている。

この点、関税においても、「更正の請求」に係る仮装・隠蔽行為を未然に抑止する必要がある点は内国税と同様であることから、内国税の改正の状況を踏まえて、仮装・隠蔽したところに基づき「更正の請求」を行った場合を重加算税の賦課の対象に加えることが適当であると考えられる。

3. 改正の方向性

内国税の改正の状況を踏まえて、仮装・隠蔽したところに基づき関税の「更正の請求」を行った場合を重加算税の賦課の対象に加えることが適当ではないか。